

けでござります。勧奨退職というのは法的な拘束力はないわけでござりますから、国家公務員法の意に反してやめさせるという行為ではない、本人が合意をしてやめることでござります。そういうことは団体交渉で対象になつていたわけでござります。それでは、従来はそういつた団体協約の

○神田委員 次に、指定職の適用の問題について御質問申し上げます。

指定職の適用職員は現在千五百人弱いるわけでございますが、その中で現在定年が定められていい、かように考えております。

て考えますと、一般の職員の方につきましては、定年制実施後早くに勧奨はなくなると思いますが、幹部の職員につきましては、組織の実態に応じまして、従来からの人事計画の引き続きということもございりますので、なおしばらくは残るのでないかと思つております。

なりますれば、一般職員は無論のことでございま
すが、そうでない、要するに幹部職員の方々でも
そういう一般的の風潮を背景にいたしまして、おの
ずからその分が延びていくという傾向は顕著に出
てまいるのではないか。やはりそれは定年制の一
つの効果でもあるかと思うのであります。

定年制をしきくことができたかというと、これは本人の意に反して免職できない、あるいは任命権者には法律に従つてしか免職することはできないといふ規定から考えて、そういうふたことの協定はできなかつたわけでござります。

○斧政府委員 指定職は先生おつしやいますとお
り約千五百名でございます。そのうち定年制の定
められております職員は、国立大学と国立短期大
学の教官でございます。大学の学長及び教授の中
る者の数、割合はどういうふうになつております
か。

○神田委員　勧奨退職が大体そういうふうな形で残るというわけであります、通称エリート公務員の場合、五十二歳から三歳で退職する例が大変多いと聞いております。勧奨退職を残すとすれば、これらエリート公務員の早期退職制はそのまま継続して実行されていくのかどうか、この辺はいか

それと、特に幹部職員等については、いま推進
摘になりましたような巷間いろいろ御批判をいた
だいております天下りの問題とも関連なしとは申
せません。この点については、法律の規定もござ
いますし、人事院いたしまして、内容について
非常に精細に審査をいたしまして、弊害の出ない

に指定職の方がいらっしゃるわけですが、約六百六十名ばかりいらっしゃいます。

○神田委員 指定職の高齢化比率が非常に高いわけですが、五十四年現在で六十歳以上の者の中の占める割合は約四〇・一%。定年制の専入は当然指定職にある職員にも適用されることになるのかどうか。たとえば一般職にありますては検事総長その他の検察官、さらには教育公務員におきましては四十六ヶ所十三大学の教員の中から可名づけ

○山地政府委員 今まで申し上げましたとおり、定期制というのは、集団的な退職勧奨制度のために設けられたわけでございますが、御承知のように、公務員組織というものを維持していくためには、ある種の秩序が必要であろうかと思うわけでござりますが、特に組織の中核である幹部の職員につきまして、新陈代谢を早めて組織の能率的な運営を図ることは、今後とも必要でないかと思うわけ

省庁の都合で幹部職員に後進に道を開いていたなど
くという必要が生じました場合に、若い人である
だけに、そのまま、あとはおまえが勝手にやれと
言うわけにはまいりませんまい。そういうようなこ
とから、いろいろな点で行く先をお世話するとい
うことが慣例行われてゐるわけでありまして、そ
ういうことがいわゆる天下りの数をふやさせ、そ
れをめぐつての問題点が指摘される契機にもなる

○山地政府委員　いま申し上げましたとおり、團
合いかなされなければならぬとおきておりま
す。今回の改正に当たつて、そのような交渉は持
たれたのでありますようか、その辺はどうでござ
いますか。

しては日本第一大手の「ニッセイ」が、この年に何と
出ているわけでありますが、これらについてはどう
ういうふうにお考えになりますか。

○**斧政府委員** 檢察官と大学教官につきまして
は、現在すでに定年が定められております。今回

でございまして、そのためには定年まで待つとい
うよりも、その以前において、もちろん本人の承
諾ということが必要であるわけでございますけれ
ども、個別的な退職管理としての勧奨退職は今後

そういう点があつたことは事実だらうと思います。そういう点につきましては、この定期制が施行されるということになりますれば、そのケースが絶無というわけではありませんが、おのずから勧奨

体交渉によつて決めるべきことではないといふのが定年制度の根本であるわけでございまして、これは法律で決めなければ定年制の導入ができるない、そこで法律で決めるためにはどうやつて決めら

の法案では、別に法律で定められておる者を除き、こういうことになつておりますので、今回の定年制は適用されないことになつております。

○神田委員 次に、定年と勵賞退職との関係につ

とも統けていかざるを得ないのじやないか、かように考えておるわけでござります。

の年齢といふものも延びていくというようなことと並行いたしまして、天下り関係等につきましても漸次落ちつきを見せてくるということは十分考えられるところではないかというふうに思いま。

るかという話になるわけでございます。もちろん、政府としてそういうことを提案する場合に、職員団体の意向を十分聴取することが必要であることは言うまでもございませんが、そのためには、どうぞよろしくお願いします。

いて御質問申し上げます。
まず、定年制が導入されることになりますが、
仮にそういうふうになつた場合には、勧奨退職と
いうのはなくなるのでありますようか。
○吉田文彦委員 宅配便が実施されると、現在各

からも、またどんどん倒れる若い公務員を五十一
三歳で勧奨退職させてしまう、早期退職させてし
まう、こういう方向はちょっとと考えた方がいいと
思うのであります、その辺はどうでありますか。

○神田委員 この問題については、総務長官はどういうふうにお考えでありますか。私は、定期制を六十歳に延長するという中で五十二、三歳の勤業退職を残すということは、多少問題がある

ともといたしましては、第一に、いわゆる、かたが
勵三権のために設けました人事院というところで、
意見を聴取し、そこで一年半の慎重な御検討を得
た結果、この法案を作成したわけでござります。
その過程においても職員団体の意見は聴取してき
たわけでございまして、今後ともそういうふた職員

省で勧奨基準年齢というものを定めまして、集団的・組織的に職員の退職管理を行つておるわけであります。が、こういう形の退職勧奨はなくなるということをございます。

常に多いわけでございます。いまもお話しのありましたような、特に現在まで行われております勧
撃退職の中で、非常に若い方でいろいろな事情が
特殊的にあるわけですが、そういう方々もおられ
たわけですが、六十歳定年制ということに

○中山國務大臣　六十歳定年になるまでの五十二、三歳のエリート官僚の勅選制度ということのございりますけれども、この人たちが六十歳お尋ねでござりますが、長官としてはその辺はどうでじょうか。